



平成 28 年 11 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社東急レクリエーション
代表者名 代表取締役社長 菅野 信三
 (コード番号 9631 東証第 2 部)
問合せ先 執行役員財務部長 堀江 真二郎
 (TEL 03-3462-8870)

親会社株式の売却および特別利益の計上ならびに通期業績予想の修正に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 11 月 10 日、親会社である東京急行電鉄株式会社の普通株式を売却することについて、取締役会決議を行いました（以下、「本決議」といいます。）。

これにともない平成 28 年 12 月期第 4 四半期に特別利益を計上する見込みとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、平成 28 年 2 月 10 日に公表した通期連結業績予想につきましても修正いたしますのであわせてお知らせいたします。

記

1. 売却の理由

東京急行電鉄株式会社は、平成 28 年 2 月 12 日から平成 28 年 3 月 10 日までの間に実施した当社株式に対する公開買付けおよび平成 28 年 3 月 17 日を払込期日とする同社を割当先とする第三者割当による当社の自己株式の処分により、平成 28 年 3 月 17 日付で当社の親会社となりました。これにより、会社法第 135 条第 3 項の定めに従い、当社は、その保有する同社株式を相当の時期に処分しなければならなくなつたため、処分するものであります。

2. 売却の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 売却する株式の種類 | 東京急行電鉄株式会社 普通株式 |
| (2) 売却する株式の総数 | 3,381,102 株 |
| (3) 売却価額の総額 | 売却価格は、平成 28 年 11 月 7 日から平成 28 年 11 月 11 日までの 5 営業日の東京証券取引所における東京急行電鉄株式会社普通株式の各日終値の単純平均値（1 円未満の端数は切上げ）とし、売却価格に 3,381,102 株を乗じた金額を売却金額とする。 |
| (4) 売却日程 | 平成 28 年 11 月 10 日（売買契約締結日）
平成 28 年 11 月 16 日（権利移転予定日） |
| (5) 売却先および売却方法 | 東京急行電鉄株式会社 相対取引 |

3. 特別利益の計上

当該親会社株式の売却にともない、当連結会計年度において、親会社株式売却益 839 百万円（平成 28 年 11 月 2 日から平成 28 年 11 月 9 日までの 5 営業日の東京証券取引所における各日終値の単純平均値（1 円未満の端数は切上げ）771 円を参考に概算として見込んでおります。）を特別利益に計上する見込みであります。

4. 平成 28 年 12 月期通期連結業績予想の修正（平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日）

（単位：百万円、％）

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益	1 株当たり当期純利益
前回発表予想（A）	33,384	927	731	494	16.88
今回修正予想（B）	33,657	1,510	1,423	1,684	52.76
増減額（B）－（A）	272	583	692	1,189	－
増減率（％）	0.8	63.0	94.7	240.5	－
（ご参考）前年実績 （平成 27 年 12 月期）	31,683	1,395	708	1,408	48.05

（注）前年実績における「親会社株主に帰属する当期純利益」の欄は、当期純利益を記載しております。

5. 修正の理由

通期の連結業績予想につきましては、映像事業が当初の予想を上回り好調に推移した結果、売上高、営業利益、経常利益において前回予想を上回る見込みとなっております。また、親会社株主に帰属する当期純利益につきましても、上記 3. にあるとおり、親会社株式売却益を特別利益として計上することから、前回予想を上回る見込みとなっております。

6. 支配株主との取引等に関する事項

今回の親会社株式の売却（以下、「本取引」といいます。）は、親会社である東京急行電鉄株式会社との取引であることから、当社にとって支配株主との取引等に該当します。当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は平成 28 年 8 月 31 日開示のコーポレート・ガバナンスに関する報告書に記載の通りであり、本取引における適合状況は以下のとおりです。

当社は、当社の意思決定機関である取締役会の経営判断の下、本取引に関して意思決定を行いました。本決議には、独立した立場にある社外取締役 2 名（うち 2 名は独立役員）、社外監査役 2 名（うち 1 名は独立役員）が参加しており、本取引の意思決定が適正に行われていることを確認しております。なお、当社の取締役である野本弘文氏は、親会社である東京急行電鉄株式会社の代表取締役社長を兼務しているため、意思決定における公正性を可及的に確保するとともに、利益相反の疑いを回避する観点から、本決議には参加しておりません。

さらに、本決議における意思決定に際しては、当社の社外監査役であり、東京証券取引所の有価証券上場規程 第 436 条の 2 に規定する独立役員として届け出ている齋藤晴太郎氏より、当社は会社法第 135 条第 3 項の定めに従い、相当の時期に親会社株式を処分する義務を負っていることからすれば、本取引の必要性が認められることなどから、本取引の目的は正当なものであるといえること、本取引の売却方法は他の売却方法と比較して当社にメリットがあると考えられ、また、売却の対価の決定方法にも合理性が認められることから、本取引の対価は公正であると認められること、当社の本取引における意思決定の過程は適正なものであると認められることから、本取引が当社の少数株主にとって不利益でないとの意見を平成 28 年 11 月 9 日付けで入手しております。

以上から、当社の本取引における対応は、上記の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合しているものと考えております。

（注）上記の予想は現時点で入手可能な情報に基づいたものであり、実際の業績は今後さまざまな要因によって異なる可能性があります。

以上